

雇用サービスだより

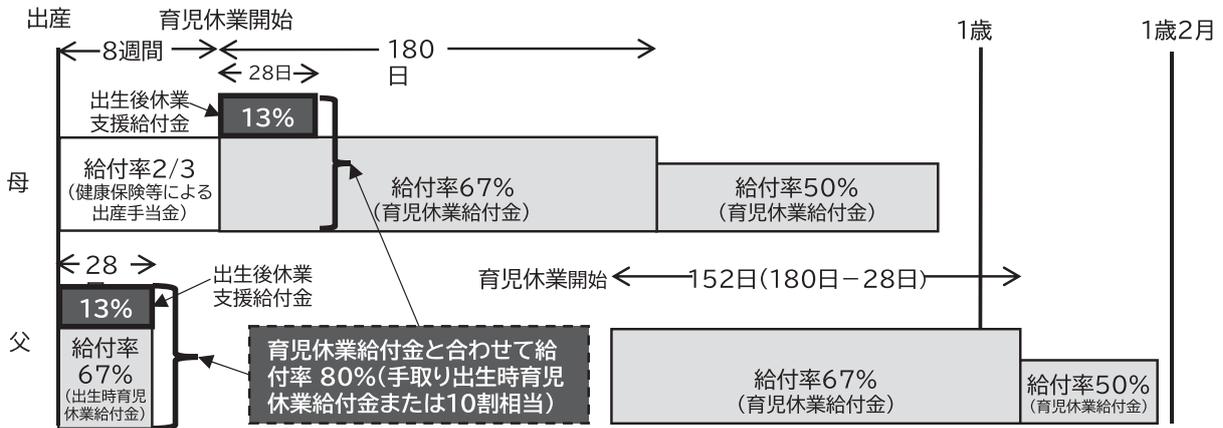
2025年4月から出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金が新設されます

出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

<支給額>

休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数(28日が上限) × 13%



支給要件、支給額等の詳細な要件についてはこちらをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>)



育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

<支給額>

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。



支給要件、支給額等の詳細な要件についてはこちらをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>)



ご質問等がございましたら、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

障害者雇用率制度の除外率が引き下げられます

令和7年4月1日から各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、以下のように変わります。

除外率設定業種	現行	令和7年4月～
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） ・航空運輸業	5%	—
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） ・水運業 ・その他の鉱業	10%	—
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30%	20%
・林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%



問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業対策課（電話：076-265-4428）又は最寄りのハローワーク

事業主・雇用保険の被保険者の皆さまへ

令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和7年度の雇用保険料率>（下線は変更部分）

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児 休業給付の保険料 率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		<u>5.5</u> /1,000	<u>9</u> /1,000	<u>5.5</u> /1,000	3.5/1,000	<u>14.5</u> /1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		<u>6.5</u> /1,000	<u>10</u> /1,000	<u>6.5</u> /1,000	3.5/1,000	<u>16.5</u> /1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		<u>6.5</u> /1,000	<u>11</u> /1,000	<u>6.5</u> /1,000	4.5/1,000	<u>17.5</u> /1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

事業主の皆さまへ

30人以上の離職者が生じる場合「大量離職届」等の提出が必要です

事業主は、その事業所において相当数の離職者が発生する場合は、「再就職援助計画」を作成してハローワークの認定を受ける（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」といいます。）第24条）か、「大量離職届・大量離職通知書」をハローワークに提出する（労働施策総合推進法第27条）必要があります。

	再就職援助計画	大量離職届・大量離職通知書（※）
目的	事業主が、離職する従業員に対して行うべき、再就職活動の援助などの責務（労働施策総合推進法第6条第2項）を果たせるようにすること。	地域の労働力需給に影響を与えるような大量の雇用変動に対して、職業安定機関等が迅速かつ的確に対応を行えるようにすること。

※ 一般の事業主の場合→「大量離職届」/ 国又は地方公共団体の場合→「大量離職通知書」

「再就職援助計画」と「大量離職届・大量離職通知書」の作成の基準・手続きの詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。



労働局・ハローワーク通信



小松市雇用対策協定を締結しました！

石川労働局は、小松市及び小松商工会議所と令和7年2月12日（水）に、小松市内に所在する企業の人材確保並びに雇用機会の拡大に向けた様々な取組について連携・協力することにより、多様な人材の確保及び誰もが活躍できるビジネスフィールドを実現することを目的として、雇用対策協定を締結しました。

締結式の後、小松市雇用対策協定運営協議会を開催し、市内企業の人材確保、高齢者・女性・障がい者の活躍推進及び雇用に係る施策情報の相互発信の連携及び雇用関連情報の共有を柱とする令和7年度事業計画を定めました。



七尾市シニア就職面接会を開催しました



石川労働局（ハローワーク七尾）は、七尾市と締結している「雇用対策協定」に基づき、2月12日（水）に「七尾市シニア就職面接会」をハローワーク七尾において開催しました。

シニア層の雇用を考えている企業3社と、地元の求職者14人（58～77歳）が参加し、求職者は希望の各企業ブースを訪問し、個別相談・面接に臨みました。

「珠洲市へ帰ろう相談会」を開催しました！

2月13日（木）に、能登半島地震により金沢市に避難してきた方などを対象に、珠洲市に戻って働くための相談会を、ハローワーク金沢において開催しました。

この相談会は、石川労働局が珠洲市と締結している雇用対策協定に基づき開催したものです。

会場には、ハローワークに加え、珠洲市役所及び珠洲市商工会議所の相談ブースを設置して、仕事の相談のほか、住まいに関する相談も実施し、生活再建に向けてアドバイスしました。

会場には、7名の方が相談に訪れ、ハローワーク能登から求人情報を提供するなど、ハローワーク金沢とハローワーク能登が協力しながら、職業相談を実施しました。



管内労働市場のうごき（令和7年1月分）

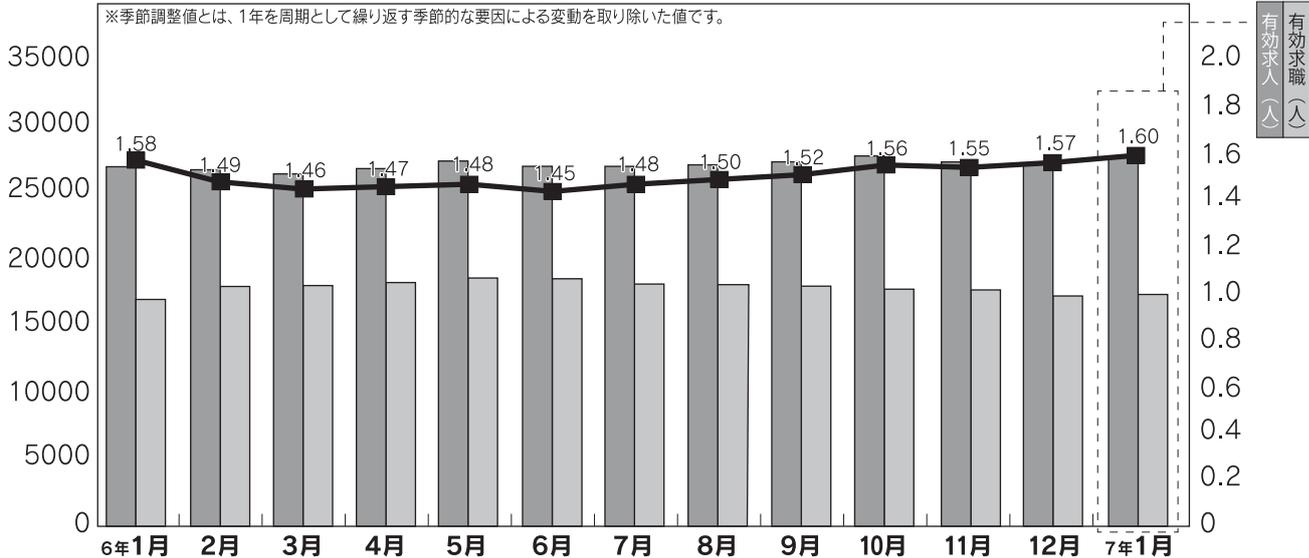
1月の窓

有効求人倍率
(季節調整値)
1.60倍

正社員
有効求人倍率
1.40倍

～求人される皆様へ～
正社員求人をお願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	26,556	26,341	26,052	26,430	27,016	26,565	26,590	26,755	26,901	27,320	27,979	26,793	27,360
有効求職者数	16,760	17,672	17,795	18,015	18,313	18,352	17,937	17,855	17,687	17,512	17,403	17,050	17,071

◎令和6年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。
 ◎1月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて2.1%増加し、有効求職者数(季節調整値)は0.1%増加したため、有効求人倍率は1.60倍となり、前月と比べ0.03ポイント上昇しました。
 また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.40倍となり、前年同月と比べ0.10ポイント上昇しました。

●新規求人の動向

区分	5年度	7年1月	前年同月比
合計	111,647	10,508	19.6
建設591業	9,064	982	29.6
製造業	12,876	1,132	16.5
食料品、飲料	3,194	304	31.6
繊維工業	1,650	122	6.1
はん用機械器具	1,030	111	38.8
生産用機械器具	1,362	151	38.5
業務用機械器具	165	16	6.7
運輸業、郵便業	6,775	592	(25.4)
卸売業、小売業	21,533	2,114	(39.3)
宿泊業、飲食サービス業	11,649	683	12.0
医療、福祉	22,605	2,040	(10.5)
サービス業	12,578	1,046	(0.5)

(注)1 パートタイムを含む。
 (注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。
 (注)3 令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和7年1月

		有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)
合計		25,314	15,798	1.60
職業別	管理的職業	63	35	1.80
	専門的・技術的職業	4,272	2,077	2.06
	事務的職業	2,663	3,827	0.70
	販売の職業	3,719	913	4.07
	サービスの職業	5,968	1,623	3.68
	保安の職業	685	107	6.40
	農林漁業の職業	219	127	1.72
	生産工程の職業	2,696	1,420	1.90
	輸送・機械運転の職業	1,309	481	2.72
	建設・採掘の職業	1,267	204	6.21
	運搬・清掃・包装等の職業	2,453	2,601	0.94
	分類不能の職業	0	2,383	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 金沢駅西合同庁舎5階
 (平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427
 需給調整事業室：TEL 076-265-4435
 職業対策課：TEL 076-265-4428
 訓練課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP

